

平成22年第6回臨時会

階上町議会会議録

平成22年11月26日 開会

平成22年11月26日 閉会

階上町議会

平成22年第6回階上町議会臨時会

議事日程第1号

平成22年11月26日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 議案第3号 階上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第4号 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第1号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第2号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番 百目木和俊君

3番 林 貢君

4番 浜谷政己君

5番 加藤 祐君

6番 重文字勝義君

7番 鹿原章男君

8番 石川清人君

9番 山田恵治君

10番 土橋信夫君

11番 郷州公典君

12番 畑中弘實君

13番 木村勝彦君

14番 松森 蒿君

欠席議員（1名）

2番 大江 和夫 君

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君 副 町 長 久 保 和 子 君

教 育 長 村 上 富 士 夫 君 総 務 課 長 上 博 文 君

教 育 課 長 中 村 豊 志 君 総 務 課 指 導 監 南 正 人 君

教育課指導監 上 野 文 生 君

職務のための出席者

議会事務局長 浜 谷 操 君 総 務 G L 長 根 工 君

総 務 課 主 幹 平 戸 真 澄 君

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第6回階上町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番 林貢君、4番 浜谷政己君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 この際、議案第1号階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から 議案第4号階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、4件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 本日ここに、平成22年第6回階上町議会臨時会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。審議の参考に供したいと思います。

議案第1号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町長及び副町長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第2号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第3号 階上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額等を改正するため提案するものであります。

議案第4号 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、東北新幹線全線開通・新青森駅開業に伴い、旅費の支給について所要の改正をするため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程についての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

議長(松森 蒿君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第 4、議案第 3 号 階上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8 番(石川清人君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 8 番、石川清人君。

8 番(石川清人君) 青森県人事委員会の勧告であります、いつも思いますが、例えば来年から施行するというなら分かるのですが、こうしていきなり決めて遡ってできます。

職員の皆さんもこの給与で生活立てているわけです。それに対して異議申し立てというか、そういう話しをした時はありますか。

私が言っている意味分かりますよね。急に決まったから、4 月から遡って引きますよということではなくて、これからは「来年からそうしますよ」という通達をもってやるべきだと思いますけれども、職員の皆さんも一年の経費の日程を組んでいるわけですよね。当然生活費ですから、それを国で決めたから遡って引きますよというのは、解らないところがあるのです。今に始まったことではありませんが、今回は仕方ないとしても、今後は計画をもって来年からという計画で審議してもらわないと大変だと思いますが、いかがですか。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 町長、浜谷豊美君。

町長(浜谷豊美君) 石川議員の質問にお答えいたします。お答えと申しますか、これはあくまでも人事院勧告ということでございまして、国がその年のいろんな経

済状況等も含めまして、いろんな民間企業等も含めた中で、これは検討して勧告されているものだろうと思います。

そういった中で、今言われた予定されていた額から上がるのであればまだしも、それぞれの事情に反する部分も出てくるのかなとは思いますが。

そういうことも理解出来ますけれども、あくまでもこれは勧告でありまして、私共がそれを認められる範囲であるかどうかというのもあるかと思えますし、その許容のことも含めて大きな見直しといいますか、下げ幅が大きければまたそれなりに意見は申し上げていかなければならないと思っております。

8番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 8番、石川清人君。

8番（石川清人君） 国全体を見ますと地方ばかり、国家公務員とかはあまり手がついていないですね。

それはやはり、地方として地方の方から声を大にして是非進めて、県の方から来た時にでなければ迷惑なのですね、そういうふうになると。

今までの国のあり方が手落ちなのですが、殆どがこういう形の決め方なのですね。予算一つにしても、「見ますよ」といいながら、そして開始になりました、廃止になりました、今度は「見ません」。それをあてにし、例えば事業をしても、非常に困るということが沢山ありますので、是非地方の方から声を大きく出していきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

議長（松森 蒿君） 他にありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了致します。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 3 号 階上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（意義なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第1号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 2 号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて平成 22 年第 6 回階上町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前 10 時 13 分)

1. 調査の目的
2. 調査の範囲
3. 調査の方法
4. 調査の結果
5. 調査の結論
6. 調査の今後の展望
7. 調査の参考文献
8. 調査の謝辞
9. 調査の発表の場
10. 調査の発表の日

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

